

訴 状

平成24年9月26日

鳥取地方裁判所 御中

固定資産税等賦課徴収懈怠違法確認請求事件

〒680-1165 鳥取市下味野415-1 (住所)

〒680-1417 鳥取県鳥取市桂見665-8 平和開発気付 (送達場所)
(電話 090-9121-9967)
(FAX 0857-54-1781)

原 告 宮 部 慎 太 郎

〒680-8571 鳥取県鳥取市尚徳町116番地

被 告 鳥 取 市

上 記 代 表 者 市 長 竹 内 功

行 政 処 分 庁 鳥 取 市 長

竹 内 功

第1 請求の趣旨

1 平成23年7月20日以降の納期限に下味野地区で同和対策を理由として固定資産税および都市計画税の一部の徴収を鳥取市長が怠った事実が違法であることを確認する。

2 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決を求める。

第2 請求の原因

1 当事者等

(1) 原告は、鳥取市の住民である。

(2) 被告は、鳥取市長（執行機関）である。

2 いわゆる同和減免について

鳥取市下味野地区の同和対策固定資産税減免（いわゆる「同和減免」）に関する公文書を鳥取市長市長が公開することを求めて別訴（平成24年（行ウ）第3号、以降単に「別訴」という）が提起されており、それに伴って書面および証拠が原告被告双方から提出されていることは、御庁にとって職務上顕著な事実である。

別訴原告第1準備書面により説明した通り、下味野の旧赤池地域は被差別部落（甲1号証にある通り、いわゆる穢多村）であったことを理由に同和地区として指定された。そして、別訴甲4号証の「鳥取市同和対策に係る固定資産税及び都市計画税の減免措置要綱」により、開始時期は不明であるが平成23年度まで同和減免が行われた。

3 固定資産税などの徴収を怠った事実が違法である理由

明治4年8月28日付太政官布告「府縣 穢多非人等ノ稱被廢候條一般民籍ニ編入シ身分職業共都テ同一ニ相成候様可取扱尤モ地租其外除蠲ノ仕來モ有之候ハ、引直シ方見込取調大藏省へ可伺出事」（甲4号証、いわゆる「解放令」）により近世の被差別身分は廃止され、その居住地に対する地租の減免も見なおすこととされた。

解放令は明治憲法76条第1項により法令としての効果が引き継がれ、特に租税に関する規定は同第21条による法律事項であるため、法律として引き継がれた。解放令は現行憲法にも矛盾しておらず、廃止されたことはないため現在も法律としての効力を有している。

そのため、被差別部落であったことを理由として固定資産税等を減免したことは、違法である。

4 住民監査請求

(1) 原告は鳥取市監査委員に対し、平成24年7月20日付けで、「平成23年7月20日以降の納期限に下味野地区で同和減免された固定資産

税および都市計画税を徴収することを求める」住民監査請求を行った
(甲2)。

(2) 鳥取市監査委員は原告に対し、平成24年8月28日付けで、前記監
査請求を棄却したことを通知した(甲3)。

5 結語

よって、原告は地方自治法242条の2第1項第3号により、請求の趣旨記
載のとおり違法確認の判決を求める。

証 拠 方 法

別紙証拠説明書のとおり

付 属 書 類

- | | |
|-----------------------|-----|
| 1 訴状副本 | 1 通 |
| 2 証拠説明書(正本/副本) | 各1通 |
| 3 甲第1号証ないし第4号証(正本/副本) | 各1通 |

証 拠 説 明 書

平成24年9月26日

鳥取地方裁判所 御中

原 告 宮 部 慎 太 郎

号証	標 目	原本/写し	作 成 年 月 日	作 成 者	立 証 趣 旨
甲1	因幡誌	写し	M37.10(原本 寛政7.4)	阿陪恭庵 (国立国会図書館所蔵)	下味野の一部が穢多村であったこと。
甲2	鳥取市職員措置請求書	写し	H24.7.20	宮部慎太郎	原告が本件に係る監査請求を経たこと。
甲3	鳥取市長措置請求に基づく監査結果について(通知)	写し	H24.8.28	鳥取市監査委員	原告が本件に係る監査請求を経たこと。
甲4	明治4年8月28日付 太政官布告第449号(明治5年法令全書より)	写し	M4.8.28	太政官	いわゆる穢多地に対する地租の減免は、穢多非人等の身分と共に法律により廃止されていたこと。